

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）「別紙三」

支払を受ける者	個人番号				
	住所又は居所				
	平成 年 1月1日の住所				
	氏名	(役職名)			
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額		
			市町村民税	道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	千円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分					
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分					
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日		
万円	年	年 月 日	年 月 日		
(摘要)					
支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)			
	住所(居所) 又は所在地				
	氏名又は 名称	(電話)			

(市町村提出用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - (10) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）「別紙四」

支払を受ける者	個人番号					
	住所又は居所					
	令和 年 1月1日の住所					
	氏名	(役職名)				
区 分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額			
			市町村民税		道府県民税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分						
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分						
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日			
万円	年	年 月 日	年 月 日			
(摘要)						
支払者	個人番号 又は法人番号	(右詰で記載してください。)				
	住所(居所) 又は所在地					
	氏名又は 名称	(電話)				

(市町村提出用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
 - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 - (10) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）「別紙五」

支払を受ける者	住所又は居所						
	平成 年 1月1日の住所						
	氏 名 (役職名)						
区 分		支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額		特 別 徴 収 税 額	
						市 町 村 民 税 道 府 県 民 税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円		千 円		千 円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日	
万円		年		年 月 日		年 月 日	
(摘要)							
支払者	住所(居所)又は所在地						
	氏名又は名称						
	(電話)						

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四の二様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）「別紙六」

支払を受ける者	住所又は居所					
	令和 年 1月1日の住所					
	氏 名		(役職名)			
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額		
				市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千 円	千 円	千 円	千 円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分						
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分						
退職所得控除額		勤 続 年 数		就 職 年 月 日		退 職 年 月 日
万円		年		年 月 日		年 月 日
(摘要)						
支払者						
	住所(居所) 又は所在地					
	氏名又は 名 称		(電話)			

(受給者交付用)

備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
 - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部がこれらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号イに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
 - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
 - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が特定役員退職手当等に該当する場合には、これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第2項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
 - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に掲げる事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
 - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第4項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
 - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第5項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
 - (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

※処理事項 発信年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 申告年月日 法人税の令和 年 月 日 の修正・更正 決定 再更正 による。

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額, 備考. Rows include: 所得金額総額, 付加価値額, 資本金等の額, 収入金額, 合計事業税額, 平成28年改正法附則第5条の控除額, 事業税の特定寄附金税額控除額, 差引事業税額, 租税条約の実施に係る事業税額の控除額, 所得割, 資本割, 収入割, 合計地方法人特別税額, 仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額, 既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額, この申告により納付すべき地方法人特別税額, 差引, 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42)), 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額, 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額, 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額, 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額, 仮計, 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額, 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(49))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(56)), 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額

(道府県民税)

署名押印

(電話)

(事業税)

(地方法人特別税)

送付年月日 通信日付印 確認印 整理番号 事務所 管理番号 申告区分

受付印

令和 年 月 日 法人番号 事業種目 申告年月日 法人税の令和 年 月 日 修正・更正 決定 再更正 による。

事業税

事業年度分又は連結事業年度分の申告書 摘要 課税標準 税率(100) 税額 (1) 所得金額総額 (27) (2) 年400万円以下の金額 (28) (3) 年400万円を超え年800万円以下の金額 (29) (4) 年800万円を超える金額 (30) (5) 計 (31) (6) 軽減税率不適用法人の金額 (32) (7) 付加価値額総額 (33) (8) 付加価値額 (34) (9) 資本金等の額総額 (35) (10) 資本金等の額 (36) (11) 収入金額総額 (37) (12) 収入金額 (38) (13) 合計事業税額 (39) (14) 平成28年改正法附則第5条の控除額 (40) (15) 事業税の特定寄附金税額控除額 (41) (16) 仮装経理に基づく事業税額の控除額 (42) (17) 差引事業税額 (43) (18) 既に納付の確定した当期分の事業税額 (44) (19) 租税条約の実施に係る事業税額の控除額 (45) (20) この申告により納付すべき事業税額(15-14) (46) (21) 所得割 (47) (22) 付加価値割 (48) (23) 資本割 (49) (24) 収入割 (50) (25) 差引 (51) (26) 差引 (52)

特別法人事業税又は地方法人特別税

摘要 課税標準 税率(100) 税額 (27) 所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (53) (28) 収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (54) (29) 合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (55) (30) 仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 (56) (31) 差引特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (57) (32) 既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (58) (33) 租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 (59) (34) この申告により納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (60) (35) 60のうち見込納付額 (61) (36) 差引 (62) (37) 差引 (62)

所得金額の計算の内訳 (63) 所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42)) (64) 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額 (65) 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 (66) 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 (67) 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 (68) 仮計 (63)+(64)+(65)-(66)-(67) (69) 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 (70) 法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(54)) (71) 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 (72) 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 (73) 法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額 (74) 決算確定の日 (75) 解散の日 (76) 残余財産の最後の分配又は引渡しの日 (77) 申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無 (78) 法人税の申告書の種類 青色・その他 (79) この申告が中間申告の場合の計算期間 (80) 翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無

道府県民税

署名押印

関与税理士

東場合都の申告計算

(電話)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人番号					
事 業 年 度	令 和	年	月	日	から
	令 和	年	月	日	まで

法人名

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算						
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))				外国の事業に帰属する所得						
加	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	①	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③4	人
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	②						期末の総従業者数	③5	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	③						外国から生ずる事業所得 (15+9)×③4/③5	③6	円
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	④						鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③7	
算	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑤						生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	③8	
	小 計	⑥						鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	③9	
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑦						鉱物の掘採事業の所得 ③7×③9/③8	④0	
	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑧								
減	外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑨								
	特定目的会社又は投資法人の支払配当の損金算入額	⑩								
	特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑪								
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑫								
算	小 計	⑬								
	仮 計 ①+⑦-⑬	⑭								
	外国の事業に帰属する所得	⑮								
	再 仮 計 ⑮-⑭	⑯								
非課税等所得	林業に係る所得	⑰								
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑱								
	社会保険等に係る医療の所得	⑲								
	農事組合法人の農業に係る所得	⑳								
小 計	㉑									
所得金額差引計 ⑰-㉑	㉒									
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉓									
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉔									
所得金額再差引計 ㉒-㉓-㉔	㉕									
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉖									
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉗									
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉘									
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉙									
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉚									
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉛									
合計 ㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛	㉜									

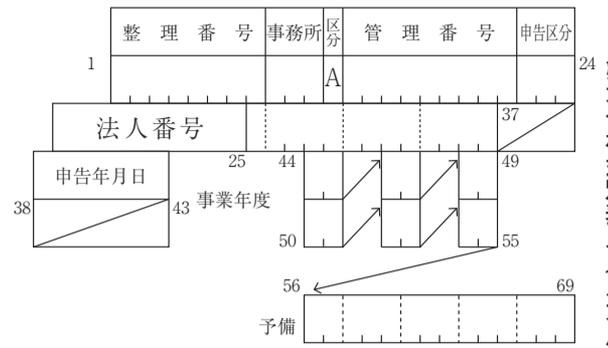
第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙九]

法人名	※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	法人番号					
	事 業 年 度	令 和	年	月	日	から 日 まで

所得金額に関する計算書

所得金額の計算				非課税所得の区分計算								
加 算	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	①	兆	十億	百万	千	円	外国の事業に帰属する所得	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	③⑤	人	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②							期末の総従業者数	③⑥		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③							外国から生ずる事業所得 (16+10)×③⑤/③⑥	③⑦	円	
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④							鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	③⑧		
	損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤							生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	③⑨		
	益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額	⑥							鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	④①		
	非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦							鉱物の掘採事業の所得 ③⑧×④①/③⑨	④②		
	小 計	⑧										
	減 算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	⑨									
		外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額	⑩									
		外国の事業に帰属する所得に対して課された外国法人税の額	⑪									
		特定目的会社又は投資法人の支配当の損金算入額	⑫									
		特定目的信託及び特定投資信託に係る利益又は収益の分配の額の損金算入額	⑬									
		非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡損失額	⑭									
		小 計	⑮									
仮 計	⑯											
外国の事業に帰属する所得	⑰											
再 仮 計	⑱											
非課税等所得	林業に係る所得	⑲						備 考				
	鉱物の掘採事業に係る所得	⑳										
	社会保険等に係る医療の所得	㉑										
	農事組合法人の農業に係る所得	㉒										
	小 計	㉓										
所得金額差引計	㉔											
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕											
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖											
所得金額再差引計	㉗											
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘											
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙											
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚											
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛											
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜											
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝											
合計	㉞											

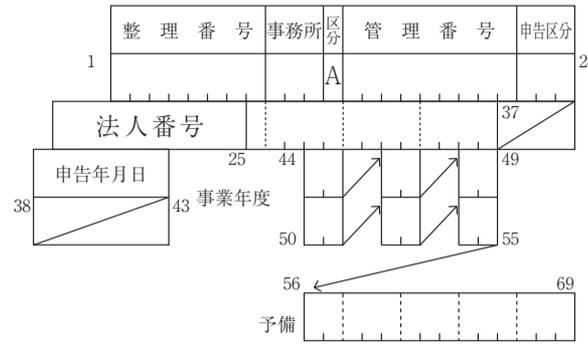
第六号様式別表五 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第五条関係) [別紙十]



第六号様式別表五（入力用）
 （用紙日本産業規格A4・セピア色）
 （第五条関係）
 「別紙十二」

12
B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				



第六号様式別表五（入力用）

（用紙日本産業規格A4・セピア色）

（第五条関係）

〔別紙十二〕

12

B

01				
02				
03				
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				

法人名	法人番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算				資 本 金 等 の 額 の 計 算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
	単年度損益 第6号様式⑧又は別表5⑭	⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤	⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰			
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$	⑦	%	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱			
雇用安定計 ④× $\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲			
雇用安定控除額 ①-⑧	⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6⑯又は別表5の6の2⑰	⑩						
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	⑪						

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①				当期中の減少額 ②				当期中の増加額 ③				差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)			
	兆	十億	百万	千 円	兆	十億	百万	千 円	兆	十億	百万	千 円	兆	十億	百万	千 円
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1															
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2															
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3															
期中に金額の増減があった場合の理由等																

第六号様式別表五の二(提出用) (用紙日本産業規格A4・ローズ色) (第五条関係) [別紙十三]

法人名	法人番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	事業年度	令和	年	月	日から
		令和	年	月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3②又は別表5の2の3②、 別表5の2の3③若しくは別表5の2の3④	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬	月	
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3③若しくは 別表5の2の3④又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑥又は別表5⑭		⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤		⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうち報酬給与額の占める割合 $\frac{①}{④}$		⑦	%	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち1,000億円を超え} \\ \text{5,000億円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱		
雇除額 ④× $\frac{70}{100}$		⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[\begin{array}{l} \text{⑰のうち5,000億円を超え} \\ \text{1兆円以下の金額} \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲		
雇用安定計控 雇用安定控除額 ①-⑧		⑨		課税標準となる資本金等の額 ⑰+⑱+⑲	⑳		
雇用者給与等支給増加額 別表5の6の2⑰		⑩					
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪					

2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ①	当期中の減少額 ②	当期中の増加額 ③	差引期末現在の金額 ④ (①-②+③)
資本金等の額 又は出資金の額	1			
資本金等の額及び資本準備金の 額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減があつた 場合の理由等				

第六号様式別表五の二(提出用)
(用紙日本産業規格A4・ローズ色)
(第五条関係)

[別紙十四]

		※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
法人名	法人番号						
	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日 日	から まで	

付加価値額に関する計算書

1. 付加価値額の総額の計算

報酬給与額 別表5の3⑫	①	兆： 十億： 百万： 千： 円	単年度損益 別表5⑯	④	兆： 十億： 百万： 千： 円
純支払利子 別表5の4⑬	②		付加価値額 ①+②+③+④	⑤	
純支払賃借料 別表5の5⑭	③				

2. 外国の事業に帰属する付加価値額の計算

外国の事業に帰属する報酬給与額	⑥	兆： 十億： 百万： 千： 円	外国の事業に帰属する付加価値額 ⑥+⑦+⑧+⑨	⑩	兆： 十億： 百万： 千： 円
外国の事業に帰属する純支払利子	⑦		外国の事業に帰属する付加価値額の計算方法	区分計算・従業者数あん分	
外国の事業に帰属する純支払賃借料	⑧		外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑪	人
外国の事業に帰属する単年度損益 別表5⑰	⑨		期末の総従業者数	⑫	

3. 非課税事業に係る報酬給与等額の計算

林業	報酬給与額	⑬	兆： 十億： 百万： 千： 円	鉱物の掘採事業に係る報酬給与等	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した報酬給与額	⑮	円
	純支払利子	⑭			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払利子	⑯	
	純支払賃借料	⑮			鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した純支払賃借料	⑰	
鉱物の掘採事業	報酬給与額	⑰		生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買鉱価格を差し引いた金額	⑱		
	純支払利子	⑱		鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価額	⑲		
	純支払賃借料	⑲		鉱物の掘採事業に係る報酬給与額 $\frac{⑮ \times ⑲}{⑱}$	⑳		
農事組合法人行う農	報酬給与額	⑲		鉱物の掘採事業に係る純支払利子 $\frac{⑯ \times ⑲}{⑱}$	㉑		
	純支払利子	⑲		鉱物の掘採事業に係る純支払賃借料 $\frac{⑰ \times ⑲}{⑱}$	㉒		
	純支払賃借料	⑲					
非課税事業計	報酬給与額 ⑬+⑰+⑲	㉓					
	純支払利子 ⑭+⑱+⑲	㉔					
	純支払賃借料 ⑮+⑲+⑲	㉕					

4. 報酬給与等額の計算

報酬給与額 ①-⑥-㉓	⑳	兆： 十億： 百万： 千： 円	純支払賃借料 ③-⑧-㉕	㉖	兆： 十億： 百万： 千： 円
純支払利子 ②-⑦-㉔	㉑				

収入金額に関する計算書

事業 年度	・ ・	法人名	
----------	--------	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十七]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧	⑨

収入金額に関する計算書

事業 年度	・	・	法人名	
----------	---	---	-----	--

第六号様式別表六 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙十八]

法第72条の24の2第1項の規定による収入金額	摘要		金額
			円
収入金額の総額			
		計	①
控除される金額			
		計	②
	差引計	①-②	③
	法附則第9条第8項の規定による控除額		④
	法附則第9条第10項の規定による控除額		⑤
	法附則第9条第18項の規定による控除額		⑥
	法附則第9条第20項の規定による控除額		⑦
	法附則第9条第21項の規定による控除額		⑧
	法附則第9条第22項の規定による控除額		⑨
	計	③-④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨	⑩

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書

事業 年度	・ ・	法人 名	
----------	--------	---------	--

控除前所得金額 第6号様式⑧-(別表10⑨又 は⑪)		①	円 所得金額控除限度額 ①× $\frac{50 \text{ 又は } 100}{100}$	②	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年 度前の④の合計額)のうち少ない金額</small>	翌期繰越額⑤ <small>((③-④)又は別表11⑰)</small>	
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円		
・ ・	欠損金額等・災害損失金				円
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
・ ・	欠損金額等・災害損失金				
計					
当 期 分	欠損金額等・災害損失金				
	同上のうち 災害損失金				円
	青色欠損金				
合計					
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類		災害のやんだ日又は やむを得ない事情のやんだ日	・ ・		
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じ た損失の額(⑦-⑧)⑨			円
災害により生じた損 失の額⑦		繰越控除の対象とな る損失の額(⑥と⑨)⑩ のうち少ない金額			
保険金又は損害賠償 金等の額⑧					

第六号様式別表九(用紙日本産業規格A4)(第五条関係)〔別紙二十〕

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑥又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係)「別紙二十一」

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等
及び解散の場合の欠損金額等の控除明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

第六号様式別表十一 (用紙日本産業規格A4) (第五条関係) [別紙二十二]

債務免除等による利益の内訳	債務の免除を受けた金額	①	円	所得金額	⑦の金額等を控除した後の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)-⑦	⑨	円
	私財提供を受けた金銭の額	②			⑦の金額を控除する前の所得 (第6号様式⑧又は別表5②)	⑩	
	私財提供を受けた金銭以外の資産の価額	③		当期控除額	④、⑧又は⑨のうち最も少ない金額	⑪	
	計 (①+②+③)	④			④、⑤-⑥又は⑩のうち最も少ない金額	⑫	
欠損金額等の計算	適用年度終了の時ににおける前期以前の事業年度から繰り越された欠損金額等	⑤		調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (⑮の計)		⑬	
	適用年度終了の時ににおける資本金等の額 (プラスの場合は0)	⑥	△	欠損金額等からしないものとする金額 (⑪と⑬のうち少ない金額)		⑭	
	当期控除を受ける欠損金額等又は災害損失金額 (別表9④の計)	⑦		/			
	差引欠損金額等 (⑤-⑥-⑦)	⑧					

欠 損 金 額 等 の 翌 期 繰 越 額 の 調 整

発 生 事 業 年 度	調整前の欠損金額等の翌期繰越額 (第6号様式別表9③-④)	欠損金額等からしないものとする金額 (当該発生事業年度の⑮と⑭-当該発生事業年度前の⑯の合計額)のうち少ない金額	差引欠損金額等の翌期繰越額 (⑮-⑯)
	⑮	⑯	⑰
・	円	円	円
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
・			
計			

受付印

令和 年 月 日

殿

所在地 <small>(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目
(ふりがな)	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額
法人名	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者印	前期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度分又は** **道府県民税の** **連結事業年度分** **の** **地方法人特別税** **の** **予定申告書** ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	00
所得割額 (42) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19						00
付加価値割額 (43) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20						00
資本割額 (44) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21						00
収入割額 (45) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	22						00
前事業年度の地方法人特別税額 (51)	23						00
地方法人特別税額 (23) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	24						00
予定申告税額 (19+20+21+22+24)	25						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び地方法人特別税額	26						00
この申告により納付すべき事業税額及び地方法人特別税額 25-26	27						00
前事業年度の事業税額・地方法人特別税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割	所得金額総額 28		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 29						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 30						兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額 31						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 32						兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額 33						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 34						兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額 35						兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 29+31+33+35	36						
平成28年改正法附則第5条の控除額	37						
事業税の特定寄附金税額控除額	38						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40						
納付すべき事業税額 36-37-38-39-40	41						
④の内訳	所得割 42						兆 十億 百万 千 円
④の内訳	付加価値割 43						
④の内訳	資本割 44						
④の内訳	収入割 45						
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る地方法人特別税額 46			兆	十億	百万	千	円
所得割に係る地方法人特別税額 46							00
収入割に係る地方法人特別税額 47							00
合計地方法人特別税額 (46+47)	48						
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額	49						
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	50						
納付すべき地方法人特別税額 48-49-50	51						
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	1	兆	十億	百万	千	円	00
予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3						00
この申告により納付すべき法人税割額 2-3	4						00
均等割額	5						月
均等割額	6	兆	十億	百万	千	円	00
この申告により納付すべき道府県民税額 4+6	7						00
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細							
(特別控除戻取戻額等又は個別帰属特別控除戻取戻額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8	兆	十億	百万	千	円	
法人税割額	9						
道府県民税の特定寄附金税額控除額	10						
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	11						
外国の法人税等の額の控除額	12						
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	13						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	14						
納付すべき法人税割額 9-10-11-12-13-14	15						
⑤のうち特別控除戻取戻額等又は個別帰属特別控除戻取戻額等に係る法人税割額	16						
差引法人税割額 15-16	17						
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52						
この申告の期間							
前事業年度又は前連結事業年度の期間							
備考							
関与税理士署名押印 (電話)							

第六号の三様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙二十三]

受付印

令和 年 月 日

殿

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな) (電話)

事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人番号

申告年月日 (年 月 日)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は前連結事業年度分の道府県民税の予定申告書 ※

事業税				道府県民税												
前事業年度の事業税額 (41)の金額	18	兆	十億	百万	千	円	00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (17)の金額	1	兆	十億	百万	千	円	00	
所得割額 (42)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	19						00	予定申告税額 (1)× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	2						00	
付加価値割額 (43)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	20						00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3						00	
資本割額 (44)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	21						00	この申告により納付すべき法人税割額 (2)-(3)	4						00	
収入割額 (45)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	22						00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	5						月	
前事業年度の特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (51)	23						00	この申告により納付すべき道府県民税額 (4)+(6)	7						00	
特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (23)× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	24						00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細 (特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	8	兆	十億	百万	千	円	()	
予定申告税額 (19)+(20)+(21)+(22)+(24)	25						00	法人税割額	9							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額	26						00	道府県民税の特定寄附金税額控除額	10							
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (25)-(26)	27						00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額又は個別控除対象所得税額相当額の控除額	11							
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方法人特別税額の明細								外国の法人税等の額の控除額	12							
摘要		課税標準		税率 (100)		税額		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	13							
所得割	28	兆	十億	百万	千	円		租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	14							
所得金額総額	28							納付すべき法人税割額 (9)-(10)-(11)-(12)-(13)-(14)	15							
所得金額	29							⑤のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	16							
付加価値割	30							差引法人税割額 (15)-(16)	17							
付加価値額	31							法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	52							
資本割	32							この申告の期間								
資本金等の額総額	32							前事業年度又は前連結事業年度の期間								
資本金等の額	33							備考								
収入割	34															
収入金額総額	34															
収入金額	35															
合計事業税額 (29)+(31)+(33)+(35)	36															
平成28年改正法附則第5条の控除額	37															
事業税の特定寄附金税額控除額	38															
仮装経理に基づく事業税額の控除額	39															
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	40															
納付すべき事業税額 (36)-(37)-(38)-(39)-(40)	41															
④の内訳	42	兆	十億	百万	千	円										
所得割	42															
付加価値割	43															
資本割	44															
収入割	45															
摘要		課税標準		税率 (100)		税額										
所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	46	兆	十億	百万	千	円	00									
収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額	47						00									
合計特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (46)+(47)	48															
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	49															
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額	50															
納付すべき特別法人事業税額又は地方法人特別税額 (48)-(49)-(50)	51															

関与税理士 署名押印 (電話)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) [別紙二十七]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
	計		②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×5/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑	⑨	00	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×5/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式③	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第七号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係) [別紙二十八]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
①				
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

適用する事業税の分割基準	1. 従業者数 2. 固定資産の価額	3. 事務所又は事業所数 4. 軌道の延長キロメートル数	5. 電線路の電力の容量
--------------	-----------------------	---------------------------------	--------------

	事業税		道府県民税・都民税	
	分割基準 (単位 =) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ) 円	従業者の数 (単位 = 人) (ハ)	按分後の 特定寄附金の額 (ニ) 円
本都道府県分 ③				
③のうち東京都特別区分 ④				
③のうち東京都市町村分 ⑤				
合計 ⑥				

3. 特定寄附金税額控除額の計算

事業税			道府県民税・都民税		
特定寄附金の額 ②又は③の(ロ)	⑦	円	特定寄附金の額 ②又は③の(ニ)	⑫	円
控除額 ⑦×10/100	⑧		控除額 ⑫×2.9/100又は⑮+⑰	⑬	
控除対象事業税額 第6号様式⑳ - 第6号様式㉑	⑨	00	特別区分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は④の(ニ)	⑭	
税額控除上限額 ⑨×20/100	⑩		特別区分 控除額 ⑭×20/100	⑮	
控除額 ⑧と⑩のうち少ない額	⑪		市町村分 特定寄附金の額 ②、③の(ニ)又は⑤の(ニ)	⑯	
			市町村分 控除額 ⑯×2.9/100	⑰	
			控除対象法人税割額 第6号様式㉒ - 第6号の2様式⑳	⑱	
			税額控除上限額 ⑱×20/100	⑲	
			控除額 ⑬と⑲のうち少ない額	⑳	

(東京都の場合)

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日					
	殿		通信日付印	確認印				
所在地及び電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印								
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。								
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで						
摘 要		更正の請求前			更正の請求後			
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円			
	税 額 等							
事業税	課 税 標 準 等	所 得 等						
		付 加 価 値 額						
		資 本 金 等 の 額						
		収 入 金 額						
		欠 損 金 額 等						
税 額 等								
地方法人 特 別 税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額						
		基 準 法 人 収 入 割 額						
	税 額 等							
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	・ ・					
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日	・ ・					
		第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日	・ ・					
		第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日	・ ・					
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日	・ ・					
法第72条の33の2の更正の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	・ ・					
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	・ ・					
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日	・ ・					
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項								
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関与税理士署名押印		(電話)						

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙二十九]

更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	発信年月日					
	殿		通信日付印	確認印				
所在地及び電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印								
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。								
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		・ ・ から ・ ・ まで						
摘 要		更正の請求前			更正の請求後			
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円			
	税 額 等							
事業税	課 税 標 準 等	所 得 等						
		付 加 価 値 額						
		資 本 金 等 の 額						
		収 入 金 額						
		欠 損 金 額 等						
税 額 等								
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基準法人所得割額						
		基準法人収入割額						
		税 額 等						
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限	・ ・					
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日	・ ・					
		第2号の更正・決定等のあった日	・ ・					
		第3号の政令で定める理由の生じた日	・ ・					
法第53条の2の更正の請求の 場合		国の税務官署の更正の通知日	・ ・					
法第72条の33の2の更正の 請求の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日	・ ・					
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日	・ ・					
		国の税務官署の更正・決定の通知日	・ ・					
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項								
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		〒 (電話)						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関与税理士署名押印		(電話)						

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係) [別紙三十]

徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	法人番号
	(電話)		相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	
(本県が支店等の場合は本店所在地と併記)	(ふりがな) 法人名			

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は連結事業年度	納期限	円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式(第三条の四・第三条の四の三・第五条の二・第五条の四関係) [別紙三十二]

（第一片）

都道府県コード		法人 道府県民税 地方法人特別税		領収証書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分		から		まで		中予確修更決 間定定正正定 その他					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

◎この納付書は、3枚1組の複写式とな
っていますので、切り離さずに提出し
てください。

（第二片）

都道府県コード		法人 道府県民税 地方法人特別税		納付書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分		から		まで		中予確修更決 間定定正正定 その他					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
日 計													

上記のとおり納付します。(金融機関
又は郵便局保管)

（第三片）

都道府県コード		法人 道府県民税 地方法人特別税		領収済通知書		口 座 番 号		加 入 者					
都道府県													
所在地及び法人名													
年度		※ 処 理 事 項				管理番号							
事業年度又は連結事業年度		申告区分		から		まで		中予確修更決 間定定正正定 その他					
法人道府県民税	法人税割額	0 1	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	均等割額	0 2											
	延滞金	0 3											
	計	0 4											
法人事業税・地方法人特別税	所得割額	0 5											
	付加価値割額	0 6											
	資本割額	0 7											
	収入割額	0 8											
	地方法人特別税額	0 9											
	計 (05~09)	1 0											
	延滞金	1 1											
	過少申告加算金	1 2											
	不申告加算金	1 3											
	重加算金	1 4											
計 (10~14)	1 5												
合計額	1 6												
納期限	年 月 日		領 収 日 付 印										
課税事務所													
指定金融 機関名 (取りまとめ店)													
取りまとめ局													

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

都道府県コード		法人 道府県民税 領収済通知書		都道府県		加入者	
所在地及び法人名		※ 処 理 事 項		管 理 番 号		事業年度又は連結事業年度	
年度		申告区分		申告区分		申告区分	
法人税割額		均等割額		延滞金		計	
所得割額		付加価値割額		資本割額		収入割額	
特別法人事業税額又は地方法人特別税額		計 (05~09)		延滞金		過少申告加算金	
不申告加算金		重加算金		計 (10~14)		合計額	
納期限		年 月 日		領収日付印		課税事務所	
指定金融機関名 (取りまとめ店)		取りまとめ局		日 計		口 円	

上記のとおり通知します。(都道府県保管)

(第三片)

都道府県コード		法人 道府県民税 納 付 書		都道府県		加入者	
所在地及び法人名		※ 処 理 事 項		管 理 番 号		事業年度又は連結事業年度	
年度		申告区分		申告区分		申告区分	
法人税割額		均等割額		延滞金		計	
所得割額		付加価値割額		資本割額		収入割額	
特別法人事業税額又は地方法人特別税額		計 (05~09)		延滞金		過少申告加算金	
不申告加算金		重加算金		計 (10~14)		合計額	
納期限		年 月 日		領収日付印		課税事務所	
日 計		口 円		金融機関 (又は郵便局保管)		上記のとおり納付します。	

上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)

(第二片)

都道府県コード		法人 道府県民税 領 収 証 書		都道府県		加入者	
所在地及び法人名		※ 処 理 事 項		管 理 番 号		事業年度又は連結事業年度	
年度		申告区分		申告区分		申告区分	
法人税割額		均等割額		延滞金		計	
所得割額		付加価値割額		資本割額		収入割額	
特別法人事業税額又は地方法人特別税額		計 (05~09)		延滞金		過少申告加算金	
不申告加算金		重加算金		計 (10~14)		合計額	
納期限		年 月 日		領収日付印		課税事務所	
上記のとおり領収しました。(納税者保管)		金融機関 (又は郵便局保管)		上記のとおり領収しました。		上記のとおり領収しました。	

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっており、切離さず提出してください。

(第一片)

第十二号の二様式 (用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル) (第三条・第五条・第十条の二関係) [別紙三十四]

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日			
			知事殿	通信日付印	確認印	
所在地及び電話番号		〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印						
経理責任者氏名印						
資本金の額又は出資金の額		円				
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限を延長したい ので申請します。						
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日 2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- -----						
連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	〒 (電話)		法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無		
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・		
関与税理士 署名押印	(電話)		(法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項)	申請書提出年月日 ・ ・		

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認印	
所在地及び電話番号	〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は出資金の額	円				
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の 提出期限を延長したいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日 2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由 ----- ----- ----- ----- -----					
連結親法人の 本店所在地 及び電話番号	〒 (電話)		法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 連結親法人の名称 及び法人番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名押印	(電話)		(法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項)	申請書提出年月日 ・ ・	

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認印	
所在地及び電話番号		〒 (電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は 出資金の額		円			
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)					
令和 年 月 日から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 の提出期限の延長について 令和 年 月 日まで 連結事業年度分 連結確定申告書					
<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数に変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった				} ので届け出ます。	
記					
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間		() 月間			
指定を受けた月数		() 月間			
変更後の指定に係る月数		() 月間			
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請					
令和 年 月 日から 事業年度分 から事業税及び地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、 又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長期間 (1) 申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。) 1月間 (連結申告法人は2月間) <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 申告書の提出期限が1月間 (連結申告法人は2月間) 延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間 (連結申告法人は2月間) としたい場合 取消し前 () 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 () 月間 変更後 () 月間					
2 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内) に決算についての定時総会が招集されない理由 (連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内) に連結親法人の決算についての定時総会が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了することができない理由) ----- ----- ----- -----					
3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項 (同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。) 4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ()					
連結親法人の 本店所在地及び電話番号		〒 (電話)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
関与税理士署名押印		(電話)			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
			通信日付印	確認印	
	知事殿				
所在地及び電話番号		〒 (電話)			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は 出資金の額		円			
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)					
令和 年 月 日から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 の提出期限の延長について 令和 年 月 日まで 連結事業年度分 連結確定申告書					
<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数に変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった					} 内で届け出ます。
記					
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間		() 月間			
指定を受けた月数		() 月間			
変更後の指定に係る月数		() 月間			
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請					
令和 年 月 日から 事業年度分 から事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、 又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長期間 (1) 申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。) 1 月間 (連結申告法人は 2 月間) <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 () 月間 (2) 申告書の提出期限が 1 月間 (連結申告法人は 2 月間) 延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 () 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を 1 月間 (連結申告法人は 2 月間) としたい場合 取消し前 () 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 () 月間 変更後 () 月間					
2 各事業年度終了の日から 2 月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から 3 月以内) に決算についての定時総会が招集されない理由 (連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日から 2 月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から 4 月以内) に連結親法人の決算についての定時総会が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了することができない理由) ----- ----- ----- -----			3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項(これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項 (同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。) 4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ()		
連結親法人の 本店所在地及び電話番号		〒 (電話)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
関与税理士署名押印		(電話)			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
			通信日付印	確認印	
	知事殿				
所在地及び電話番号	〒 (電話)				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名印					
経理責任者氏名印					
資本金の額又は 出資金の額	円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて { その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
} ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)
関与税理士署名押印	(電話)

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号				
	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日				
	知事殿		通信日付印	確認印			
所在地及び電話番号	〒 (電話)						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名印							
経理責任者氏名印							
資本金の額又は 出資金の額	円						

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて { その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
} ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び特別法人
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連結親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話)			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)			
関与税理士署名押印	(電話)			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙四十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
	①			
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人)	(イ)	按分後の 特定寄附金の額	(ロ)
本市町村分	③			円
合計	④			

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 15 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

特定寄附金を支出した場合の税額
控除の計算に関する明細書

事業年度又は 連結事業年度	・	・	法人名
	・	・	

第二十号の様式 (用紙日本産業規格A4) (附則第二条の六関係) [別紙四十二]

1. 特定寄附金に関する明細

支出した 特定寄附金	寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附 活用事業の事業名	特定寄附金の額
				円
	①			
計			②	

2. 特定寄附金額の按分の計算

	従業者の数 (単位 = 人) (イ)	按分後の 特定寄附金の額 (ロ)
本市町村分 ③		円
合計 ④		

3. 特定寄附金税額控除額の計算

特定寄附金の額	②又は③の(ロ)	⑤	円
控除額	$⑤ \times 17.1 / 100$	⑥	
控除対象法人税割額 第20号様式⑤ - 第20号の2様式①又は第20号様式⑥ - 第20号の2様式②		⑦	
税額控除上限額	$⑦ \times 20 / 100$	⑧	
控除額	⑥と⑧のうち少ない額	⑨	

自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）

知事殿

次のおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九条の五及び第九条の十七関係）（別紙四十三）

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他()		取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	種別割		環境性能割		
登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録年月日	初度登録年月				
					年 月 日	年 月 日				
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	用途								
	(都道府県、市町村名、番地まで記入)	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車 10. その他 11. バス(一般貸切用)								
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)	種別	営・自区分	車体の形状		車名(通称名)		型式		
		1. 普通 2. 小型 3. 三輪	1. 営業用 2. 自家用							
		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号			
		人()	kg()	kg	kg					
		原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類		
			cm	cm	cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		
	(別居)氏名又は名称	車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号		主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入					
	生年月日	令和 年 月 日								
電話番号	通常取得価額	車両本体		取得前の用途						
		付加物		1. 営業用 2. 自家用 3. その他() 年						
住所又は所在地	付加物の内訳	(品名)	(価額)	所有形態						
(別居)氏名又は名称	課税標準額			1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他()						
住所又は所在地	税額			申告外になる報告義務者に						
(別居)氏名又は名称	税率区分	記載要領14を参照		住所又は所在地						
住所又は所在地	燃費	変速装置	構造	バリアフリー・ASV特例		氏名又は名称				
(別居)氏名又は名称	km/l	AT・MT	A B1・B2	受否	記載要領16を参照		電話番号			
住所又は所在地	年税額			()						
氏名又は名称	税額	月/12								
住所又は所在地	種別割	1. 電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 2. ★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 3. ★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 4. (30年度)電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 5. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 6. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 7. ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 8. ティーゼル車新車新規登録後11年超								
氏名又は名称	税額の合計									

※この欄には記入しないこと。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | |
|--|---|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）(R2.9.30まで) | 07. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）(R2.9.30まで) | 09. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）(R2.10.1以降) | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）(R2.10.1以降) | |
| 10. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）(R2.10.1以降) | 13. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 12. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 16. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）(R2.9.30まで) | |
| 15. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）(R2.9.30まで) | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）(R2.9.30まで) | |
| 17. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）(R2.9.30まで) | 20. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）(R2.10.1以降) | |
| 19. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）(R2.10.1以降) | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）(R2.10.1以降) | |
| 21. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）(R2.10.1以降) | | |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|---|--|---|
| 23. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|---|---|
| 28. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
| 39. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 40. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 41. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|---|--|
| 43. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
- 15 上記14の01～50及び53のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
- なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。
- (い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 (ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
- (は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「バリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---|---|--|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> |
| 09. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | 10. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<175万円控除（R1.10.31まで）> | 11. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（20t超22t以下トラック）<175万円控除（R1.10.31まで）> | 12. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t以下バス等）<175万円控除（R1.10.31まで）> |
| 13. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（5t超12t以下バス等）<175万円控除（R1.10.31まで）> | 14. ASV（車線逸脱警報装置搭載車両）（12t超バス等）<175万円控除（R1.10.31まで）> | | |

15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) <350万円控除>
 26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
 16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
 22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、平成30年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

自動車税（環境性能割・種別割）申告書（報告書）

知事殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第十六号の四十三様式（用紙日本産業規格A4）（第九条の五及び第九条の十七関係）「別紙四十四」

1. 新規登録(新車) 2. 新規登録(中古車) 3. 移転登録 4. 転入 5. 転出 6. 抹消登録 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途) 8. その他()		取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()	課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()	種別割		環境性能割	
登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録年月日	初度登録年月			
					年号	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒 (都道府県、市町村名、番地まで記入) (ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入) (印)							
	(別紙)氏名又は名称								
	生年月日	年号 (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和) 年 月 日							
	電話番号	(左詰で記入)							
	住所又は所在地								
	(別紙)氏名又は名称								
	住所又は所在地								
	(別紙)氏名又は名称								
	住所又は所在地								
	(別紙)氏名又は名称								
旧所有者	住所又は所在地								
旧所有者	氏名又は名称								
旧所有者	住所又は所在地								
旧所有者	氏名又は名称								
旧所有者	住所又は所在地								
旧所有者	氏名又は名称								
用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 03. トラック(貨客兼用車) 04. トラック(けん引車) 05. トラック(被けん引車) 06. バス(一般乗合用) 07. バス(その他) 08. 三輪小型 09. 特殊用途自動車() 10. その他() 11. バス(一般貸切用)								
種別	営・自区分	車体の形状			車名(通称名)		型式		
1. 普通 2. 小型 3. 三輪	1. 営業用 2. 自家用								
乗車定員		最大積載量		車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号		
人()人		kg()kg		kg	kg				
原動機の型式		長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類		
		cm	cm	cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()		
車検有効期限		商品車である場合の古物商許可番号			主たる定置場 ※()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入				
令和 年 月 日									
環境性能割	通常の取得価額	車両本体			円				
		付加物			円				
		付加物の内訳	(品名)	(価額)	円				
	課税標準額				円				
	税額				円				
税率区分	記載要領14を参照								
燃費	変速装置	構造	バリアフリー・ASV特例						
km/l	AT・MT	A B1・B2	受・否	記載要領16を参照					
年税額		円							
税額		月/12			円				
種別割	1. 電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 2. ★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 3. ★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 4. (30年度)電気・天然ガス・PHV・CD乗用車 5. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成 6. (30年度)★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成 7. ガソリン・LPG車新車新規登録後13年超 8. ティーゼル車新車新規登録後11年超								
	グリーン特例								
税額の合計		円							

※この欄には記入しないこと。

第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外、本人持ち込みにより他の都道府県から転入する場合の自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～11又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | | |
|--|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車（非課税） | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車（非課税） | 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） |
| 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税）（R2.9.30まで） | 07. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 09. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 11. 01～03及び08～10に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 10. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | 13. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成LPG車（非課税） | 14. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成LPG車（非課税） |
| 12. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成LPG車（非課税） | 16. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R2.9.30まで） | |
| 15. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（非課税）（R2.9.30まで） | 18. 12～17に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 17. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R2.9.30まで） | 20. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R2.10.1以降） | |
| 19. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R2.10.1以降） | 22. 12～14及び19～21に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 21. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成LPG車（自家用：3/100、営業用：1/100）（R2.10.1以降） | | |

【2.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|---|--|---|
| 23. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税） | 24. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（非課税） | 25. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 26. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 27. 23～26に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- | | | |
|--|---|---|
| 28. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 29. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（非課税） | 30. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 31. ★★★★★かつ27年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 32. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税） | 33. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） |
| 34. ★★★★★かつ27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 35. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | |
| 36. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） | 37. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 38. 30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | | |
| 39. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 40. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 41. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 42. 28～41に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【3.5t超バス・トラック】

- | | |
|---|--|
| 43. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） | 44. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税） |
| 45. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | |
| 46. 28年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減かつ27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） | 47. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+15%達成ディーゼル車（非課税） |
| 48. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100） | 49. 21年排出ガス基準適合かつ27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100） |
| 50. 43～49に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

【その他の自動車】

- | | |
|---|-------------------------|
| 51. 電気自動車、天然ガス自動車（30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）又は21年排出ガス基準10%低減）（非課税） | 52. プラグインハイブリッド自動車（非課税） |
| 53. クリーンディーゼル乗用車（30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準適合）（非課税） | |
| 54. 01～53に該当しない乗用車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R2.9.30まで） | |
| 55. 01～53に該当しない乗用車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R2.10.1以降） | |
| 56. 01～55に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100） | |

- 15 上記14の01～50、53～55のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。

なお、「構造」の欄については、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車については「A」、「B1」又は「B2」のいずれか該当する項目を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合のうち（ろ）に掲げる要件に該当する場合を「B1」、「B1」以外のものを「B2」という。

（い）最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。 （ろ）乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

（は）運転室の前方に原動機を有するものであること。

- 16 「パリアフリー・ASV特例」の欄には、特例の適用を受けようとするか否かについて、該当する項目を○で囲むこと。特例の適用を受けようとする場合は、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

- なお、「トラック」はけん引車及び被けん引車を除いたもの、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。
- | | | | |
|---|---------------------------------|--|------------------------------|
| 01. ノンステップバス <1,000万円控除> | 02. リフト付きバス（乗車定員30人以上）<650万円控除> | 03. リフト付きバス（乗車定員30人未満）<200万円控除> | 04. ユニバーサルデザインタクシー <100万円控除> |
| 05. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 06. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |
| 07. ASV（衝突被害軽減ブレーキ搭載車両）（5t超12t以下バス等）<350万円控除（R1.10.31まで）> | | 08. ASV（車両安定性制御装置搭載車両）（3.5t超8t以下トラック）<350万円控除（R1.10.31まで）> | |

09. A S V (車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.10.31まで)>
11. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (20t超22t以下トラック) <175万円控除(R2.10.31まで)>
13. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
15. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
17. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
19. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
20. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
21. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
23. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <525万円控除(R1.10.31まで)>
24. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <350万円控除(R1.11.1以降)>
25. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (8t超20t以下トラック) <350万円控除>
26. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
27. A S V (衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <350万円控除(R1.11.1以降)>
10. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (3.5t超8t以下トラック) <175万円控除(R1.10.31まで)>
12. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
14. A S V (車線逸脱警報装置搭載車両) (12t超バス等) <175万円控除(R1.10.31まで)>
16. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車両安定性制御装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
18. A S V (衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
22. A S V (車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車両) (5t超12t以下バス等) <525万円控除(R1.10.31まで)>
- 17 「グリーン化特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、平成30年度に新車新規登録された自動車については、4から6までのうち該当する番号を枠内に記入すること。
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「PHV」はプラグインハイブリッド自動車のことを、「CD乗用車」はクリーンディーゼル乗用車のことをいう。

--	--

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転 4. 転入 5. 転出 6. 抹消 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他()
------	--

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他()
------	---

課税区分	1. 課税 2. 非課税 3. 課税免除 4. 減免(障害者・その他) 5. 免税点以下 6. 商品車 7. その他()
------	--

軽自動車税(環境性能割) 申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

第三十三号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十五条の十二関係)「別紙四十五」

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月
年 月 日	年 月 日

住所又は所在地	〒 <input type="text"/> (都道府県、市町村名、番地まで記入)
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)
	<input type="text"/>

用途	01. 乗用車 02. トラック(貨物) 09. 特殊用途自動車() 10. その他()
----	--

年号	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日
----	-------------------------	---	---	---

納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	氏名又は名称
	生年月日	電話番号

種別	営・自区分	車体の形状	車名(通称名)	型式
2. 小型 4. 軽	1. 営業用 2. 自家用			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号
kg	kg	kg	kg	類別区分番号
原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力
	cm	cm	cm	kw

ローター数	燃料の種類
	1. ガソリン 2. 軽油 3. その他()
主たる定置場 ※ ()内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	
()	

所有者	住所又は所在地	氏名又は名称
	生年月日	電話番号

車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号
令和 年 月 日	

取得前の用途	所有形態
1. 営業用 3. その他()	1. 自己所有 5. 譲渡担保 2. 所有権留保 6. その他()

使用者	住所又は所在地	氏名又は名称
	生年月日	電話番号

通常の取得価額	車両本体	付加物
円	円	円
付加物の内訳	(品名)	(価額)

取得前の用途	所有形態
1. 営業用 3. その他()	1. 自己所有 5. 譲渡担保 2. 所有権留保 6. その他()

旧所有者	住所又は所在地	氏名又は名称
	生年月日	電話番号

環境性能割	課税標準額	税額	税率区分
	円	円	記載要領14を参照
	km/l	AT・MT	A・B

申告外に当る報告義務者に	住所又は所在地	氏名又は名称	電話番号
			()

※この欄には記入しないこと。

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック(ガソリン車)】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

- | | |
|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |

【2.5t以下トラック(ガソリン車)】

- | | |
|--|--|
| 11. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成(非課税) | 12. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成(非課税) |
| 13. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |

【その他の軽自動車】

16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
- 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
 - 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、()内の該当項目を○で囲むこと。
 - 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し()内にその詳細を記入すること。
 - 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
なお、「氏名又は名称」の欄の右端の「印」位置に、必ず押印すること。
 - 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
 - 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入すること。
 - 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
 - 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、()内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
 - 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
 - 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。
また、「3. その他」に該当する場合には、()内にその詳細を記入すること。
 - 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
 - 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
 - 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。
なお、平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を満たしている軽自動車については、「32年度燃費基準+40%達成」は「22年度燃費基準+110%達成」に、「32年度燃費基準+30%達成」は「22年度燃費基準+95%達成」に、「32年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+80%達成」に、「32年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+65%達成」に、「32年度燃費基準達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+25%達成」は「22年度燃費基準+57%達成」に、「27年度燃費基準+20%達成」は「22年度燃費基準+50%達成」に、「27年度燃費基準+15%達成」は「22年度燃費基準+44%達成」に、「27年度燃費基準+10%達成」は「22年度燃費基準+38%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。
- 【乗用車】**
- | | |
|--|-------------------------------------|
| 01. ★★★★★かつ32年度燃費基準+40%達成ガソリン車(非課税) | 02. ★★★★★かつ32年度燃費基準+30%達成ガソリン車(非課税) |
| 03. ★★★★★かつ32年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) | 04. ★★★★★かつ32年度燃費基準+10%達成ガソリン車(非課税) |
| 05. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:非課税、営業用:0.5/100)(R2.9.30まで) | |
| 06. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:1/100)(R2.9.30まで) | |
| 07. 01~06に該当しないもの(自家用:1/100、営業用:2/100)(R2.9.30まで) | |
| 08. ★★★★★かつ32年度燃費基準達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100)(R2.10.1以降) | |
| 09. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100)(R2.10.1以降) | |
| 10. 01~04、08及び09に該当しないもの(2/100)(R2.10.1以降) | |
- 【2.5t以下トラック】**
- | | |
|---|---|
| 11. ★★★★★かつ27年度燃費基準+25%達成ガソリン車(非課税) | 12. ★★★★★かつ27年度燃費基準+20%達成ガソリン車(非課税) |
| 13. ★★★★★かつ27年度燃費基準+15%達成ガソリン車(自家用:1/100、営業用:0.5/100) | 14. ★★★★★かつ27年度燃費基準+10%達成ガソリン車(自家用:2/100、営業用:1/100) |
| 15. 11~14に該当しないもの(2/100) | |
- 【その他の軽自動車】**
16. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(30年排出ガス基準適合又は21年排出ガス基準10%低減)(非課税)
 17. 01~16に該当しないもの(2/100)
- 15 上記14の01~15のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。
(い)最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
(ろ)乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
(は)運転室の前方に原動機を有するものであること。

雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

事業年度	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

第六号様式別表五の六（用紙日本産業規格A4）（第五条関係）

1. 雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	円	平均給与等支給額 (23のイ)	⑥	円
基準雇用者給与等支給額 ⑬	②		比較平均給与等支給額 (23のロ)	⑦	
雇用者給与等支給増加額 (①-②) (マイナスの場合は0)	③		平均給与等支給増加額 (⑥-⑦) (マイナスの場合は0)	⑧	
雇用者給与等支給増加割合 ③/②	④		平均給与等支給増加割合 ⑧/⑦	⑨	
比較雇用者給与等支給額 ⑰	⑤	円			
基準雇用者給与等支給額の計算					
基準事業年度又は 基準連結事業年度等	⑩	円	適用年度の月数 ⑩の基準事業年度又は 基準連結事業年度の月数	⑪×⑫	円
国内雇用者に対する 給与等の支給額	⑪			⑬	
平	・				
平	・				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	⑭	円	適用年度の月数 ⑭の前事業年度又は 前連結事業年度の月数	⑮×⑯	円
国内雇用者に対する 給与等の支給額	⑮			⑰	
平	・				
平	・				
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算					
			平均給与等支給額の計算 適用年度 (イ)	比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度 (ロ)	
雇用者給与等支給額	⑱	円	⑮	円	
同上のうち一般被保険者である 継続雇用者に係る金額	⑲				
同上のうち継続雇用制度 対象者に係る金額	⑳				
継続雇用者給与等支給額 ⑲-⑳	㉑				
月別支給対象者の合計数	㉒		人	人	
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 ㉑/㉒	㉓	円			円

2. 労働者派遣等をした法人等の計算

労働者派遣等をした法人					
報酬給与額 別表5の3⑫	⑳	円	㉕又は(㉖×75%)のうち小さい額	㉗	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表5の3⑨	㉕		控除額 ③×㉔/(㉔+㉗)	㉘	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表5の3⑩	㉖				
非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人					
①のうち所得等課税事業に係る額	㉙	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉚	人
控除額 ③×㉙/①、 ㉘×㉙/①、③×㉚/㉛又は㉘×㉚/㉛	㉚		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㉛	
雇用安定控除額がある法人					
収益配分額 別表5の2④	㉜	円	控除額 ③×(㉜-㉝)/㉜、 ㉘×(㉜-㉝)/㉜又は㉙×(㉜-㉝)/㉜	㉝	円
雇用安定控除額 別表5の2⑨	㉝				

3. 付加価値額から控除する雇用者給与等支給増加額

控除額 ③、㉘、㉚又は㉝	㉞	円
-----------------	---	---

第6号様式別表5の6記載要領

- 1 この明細書は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「平成30年旧法」という。）附則第9条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。
- 2 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の5第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第1号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「1」と記載すること。
- 3 「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑩×⑫」とあるのは「 $\text{⑩} \times \text{⑫} \times \frac{70}{100}$ 」として計算した金額を記載すること。
 - (1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の5第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の6第2項第4号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
 - (2) 平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第2号に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除く。）
- 4 連結申告法人（法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑬」の「適用年度(イ)」の欄には「1」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額⑬」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「0」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、平成30年旧措置法施行令第27条の12の5第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額⑭」の「適用年度(イ)」及び「月別支給対象者の合計数⑮」の「適用年度(イ)」の各欄には「1」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数⑮」の「前事業年度又は前連結事業年度(ロ)」の欄には「1」と記載すること。
- 5 「①のうち所得等課税事業に係る額⑯」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち平成30年旧法附則第9条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。
- 6 次に掲げる場合に該当する場合には、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数⑰」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に

する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数^㉔」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち非課税事業等に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）とを合計した数を記載すること。

- (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合
- (2) 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合
- (3) 所得等課税事業と非課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は非課税事業等を廃止した場合